# 学校いじめ防止　基本方針

**（令和８年４月）**

いじめ防止基本方針

　いじめは、冷やかしやからかいのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事例が全国的に増加している。いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったり、また、深く傷つき、悩んでいる児童生徒がいる。
　いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。
　そこで、児童生徒たちが意欲を持って充実した学校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

**北海道余市養護学校　しりべし学園分校**

# Ⅰ　いじめとは

## 1　いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

## 2　いじめに対する基本的な考え方

○　「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑劣な方法である」と認識をすること
○　「いじめは、どの児童生徒にも、どの学校においても起こり得る」と認識をすること
○　「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」と認識すること

## 3　いじめの構造と内容

### (1) いじめの構造

いじめは、「いじめられる児童生徒」「いじめる児童生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の児童生徒がいる場合が多い。周囲の児童生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

### (2) いじめの衝動を発生させる原因

いじめの衝動を発生させる原因には、次のものがなどが考えられる。

○ 心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）
○ 集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級・ホームルーム集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）
○ ねたみや嫉妬感情
○ 遊び感覚やふざけ意識
○ 金銭などを得たいという意識
○ 被害者となることへの回避感情

### (3) いじめの内容

いじめの内容には、次のものが考えられる。

○ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
○ 仲間はずれ、集団による無視をされる
○ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
○ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
○ 金品をたかられる
○ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
○ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
○ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

### (4) いじめの要因

○　いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
○　いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハ

ラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。

○　いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。

## Ⅱ　いじめ防止の指導体制・組織対応

### 1　日常指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制

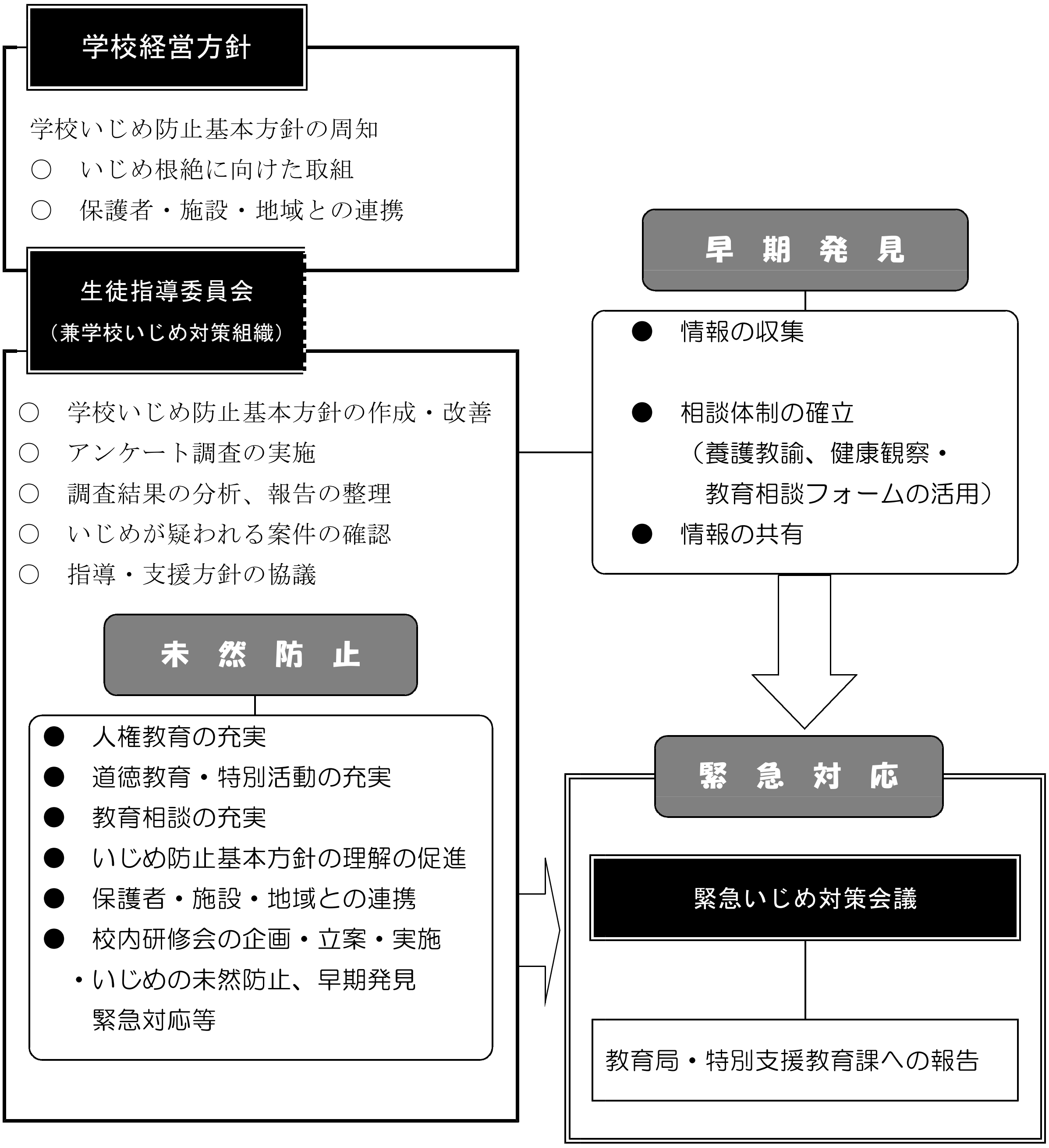

## 2　緊急時の組織対応

いじめの疑いがあった場合のいじめの認知、解決に向けた組織的な取組

**いじめの疑いがあった場合**

発見者 → 生徒指導主事 → 教　頭 → 校　長

↓

**緊急いじめ対策会議**

**Stage A** -------- 対策部会

構成員
・校長　・教頭　・生徒指導主事
・学部主事　・事務主任　他

**Stage B** -------- 対策会議

構成員
・校長　・教頭　・生徒指導主事
・学部主事　・教務部長　・担任
・関係教諭　・事務主任
～施設ほか～
・施設主任　・施設担当
・学校評議員

（Stage A・B）
生徒指導主事による招集
○　いじめの認知報告
○　調査の方針・方法の検討
　・目的・優先順位・期日・担当
○　指導方針の検討
　・指導体制の確立
　・指導・支援の対象と具体的な手立て
○　共有・共通理解の準備
　・状況の把握と整理
　・周知、説明の準備

**Stage C** --- 重大事態会議

～学校～
・校長　・教頭　・事務長(事務主任)
・生徒指導主事　・学部主事
・教務部長　・担任　・関係教諭
～施設ほか～
・施設主任　・施設担当
・学校評議員

（Stage C）
○　状況説明
　・当該保護者の対応
　・施設の対応
　・児童生徒への説明（全校集会）
　・保護者への説明（保護者説明会）
　・報道対応

対応の手順

事実関係の把握・調査 → 支援方針の決定 → いじめ解決への特別な指導・支援 ／ 経過観察・通常時での指導 → 継続（対応の継続 → 事実関係の把握・調査へ） ／ 収束

↓

| 職員会議 | 保護者 | 地　域 | 教育局 | 関係機関 |
|---|---|---|---|---|
| ・情報共有 | ・状況説明<br>・対応方針の説明 | ・協力要請 | ・報告<br>・指導・助言 | ・協力要請 |

## Ⅲ　いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。

児童生徒に対しては、下に示す図「生徒指導の重層的支援構造」（生徒指導提要　2022、p19）を参考に、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

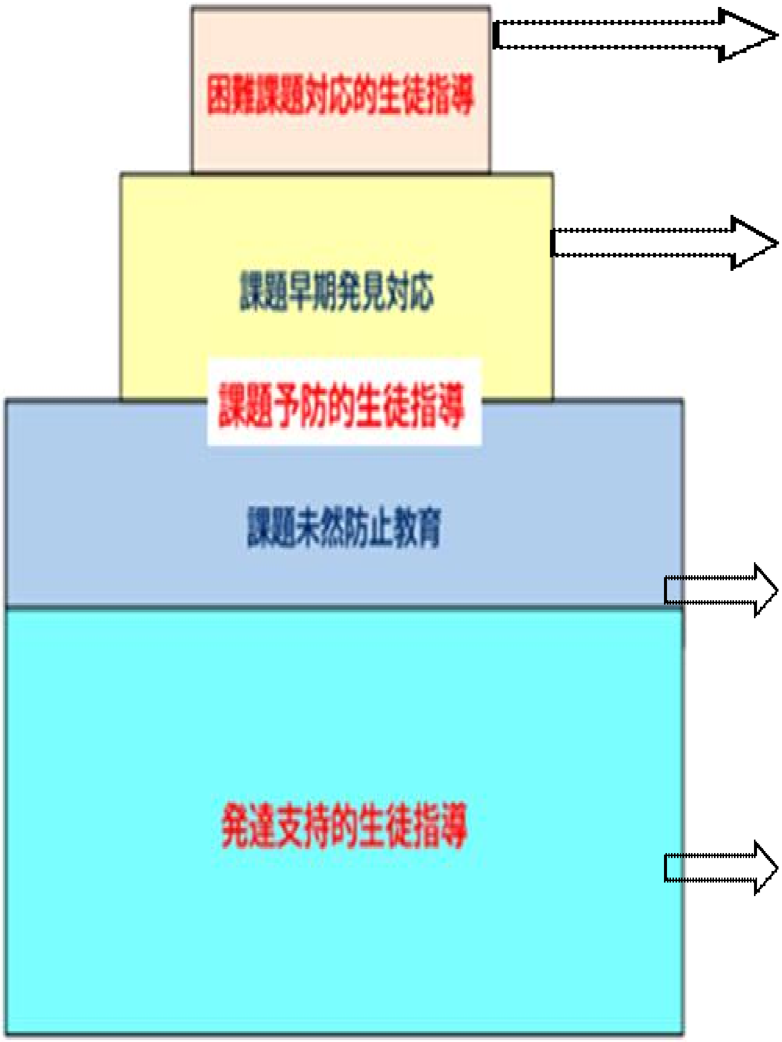


いじめ解消に向けた組織的な指導、援助。p4「緊急時の組織対応」　参照。

担任だけでなく、養護教諭も窓口になって教育相談を行ったり、フォームを利用したりしていつでも児童生徒から相談できる体制を整える。また、日々の健康観察や定期的にアンケート調査を実施し、早期発見に努める。

道徳教育や特別活動等において、自校のいじめ防止基本方針の理解を深め、いじめをしない態度や能力を身に付けたり、SOSの出し方を学んだりする。

日々の教育活動において、望ましい人間関係づくりや、人権意識の理解・啓発等を図り、児童生徒が多様性を認め、他者を尊重する人に育つような働きかけをする。

**保護者、施設、地域との連携**

- 学校公開の実施
- 学園との情報交換と連携
- 町内公的関係機関（学校、行政機関等）との連絡体制の構築
- 町内こども１１０番協力店舗等との連絡体制の確立
- 学校評議員会での説明・協力要請
- 後援会への説明・協力要請
- 保護者・施設懇談会等での説明
- いじめ防止基本方針の学校HPへの公開

## Ⅳ　いじめの早期発見

いじめの問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。児童生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

**情報の収集**

- 教職員の観察からの気付き
- 養護教諭からの情報
- 児童生徒からの相談・訴え
- いじめアンケートの実施（６月、11月）
- 各種調査からの気付き
- 施設からの情報

**相談体制の確立**

- 相談窓口の設置及び周知
  （養護教諭、健康観察・教育相談フォームの活用）
- 面談の定期的実施（６月、11月）

**情報の共有**

- 情報の整理・分析
- 教職員への情報提供
  - ・報告経路の明示、報告の徹底
  - ・職員会議での情報共有
  - ・対象児童生徒の状況
  - ・進級時の引継ぎ
- 施設への情報提供
  - ・報告経路の明示、報告の徹底
  - ・対象児童生徒の状況

■ チェックリストの活用 ■

| いじめられている児童生徒のサイン | 児 | 童 | 生 | 徒 | 名 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| サ　イ　ン | | | | | | | | |
| 遅刻・欠席が増える | | | | | | | | |
| 遅刻・欠席の理由を明確に言わない | | | | | | | | |
| 教師と視線が合わず、うつむいている | | | | | | | | |
| 特定の子を見るとおびえる | | | | | | | | |
| 体調不良を訴える | | | | | | | | |
| 授業前や最中に問題行動を起こす。 | | | | | | | | |
| 保健室・トイレに行くようになる | | | | | | | | |
| 決められた座席と異なる席に着いている | | | | | | | | |
| 給食にいたずらをされている | | | | | | | | |
| 給食を所定の場所で食べない | | | | | | | | |
| ふざけている表情がさえない | | | | | | | | |
| 友達とのかかわりを避ける | | | | | | | | |
| 慌てて下校する | | | | | | | | |
| 学園に帰りたがらない | | | | | | | | |
| 持ち物がなくなる | | | | | | | | |
| 持ち物にいたずらをされている | | | | | | | | |
| 一方的に命令されても従っている | | | | | | | | |
| 嫌なあだ名が聞こえる | | | | | | | | |
| 何か起こると特定の児童生徒の名前が出る | | | | | | | | |
| 筆記用具等の貸し借りが多い | | | | | | | | |

| いじめている児童生徒のサイン | 児 | 童 | 生 | 徒 | 名 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| サ　イ　ン | | | | | | | | |
| 特定の児童生徒に対し、陰で高圧的な態度をとる | | | | | | | | |
| ある児童生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている | | | | | | | | |
| 教職員が近づくと、離れようとする | | | | | | | | |
| 自己中心的な行動が目立ち、ボス的存在の生徒がいる | | | | | | | | |

| 学園や家庭でのサイン | 児 | 童 | 生 | 徒 | 名 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| サ　イ　ン | | | | | | | | |
| 学校や友達のことを話さなくなる | | | | | | | | |
| 友人やクラスの不平や不満を口にすることが多くなる | | | | | | | | |
| 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする | | | | | | | | |
| 特定の友人からの誘いをよく断る | | | | | | | | |
| 遊ぶ友達が急に変わる | | | | | | | | |
| 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする | | | | | | | | |
| 理由のはっきりしない衣服の汚れがある | | | | | | | | |
| 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある | | | | | | | | |
| 登校時間になると体調不良を訴える | | | | | | | | |
| 食欲不振・不眠を訴える | | | | | | | | |
| 持ち物がなくなったり、壊されたりする | | | | | | | | |
| 持ち物に落書きがある | | | | | | | | |
| お金をほしがる | | | | | | | | |

| その他特記事項 | 児　童　生　徒　名 |
| --- | --- |
| | |

# Ⅴ　いじめへの対応

## 1　児童生徒への対応

### (1) いじめられている児童生徒への対応

いじめられている児童生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている児童生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

○　安全・安心を確保する。
○　心のケアをする。
○　今後の対策について、共に考える。
○　活動の場等を設定し、認め、励ます。
○　温かい人間関係をつくる。

### (2) いじめている児童生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている児童生徒の内面を理解し、人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

○　いじめの事実を確認する。
○　いじめの背景や要因の理解に努める。
○　いじめられている児童生徒の苦痛に気付けるようにする。
○　他者との関わり方を学べるようにする。

## 2　関係集団への対応

被害・加害児童生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする児童生徒に対しても、周囲の環境の整備や他者との望ましい関わり方を学ぶことができるようにすることが大切である。

○　自分の問題として捉えられるようにする。
○　望ましい人間関係づくりに努める。
○　自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

## 3　保護者への対応

### (1) いじめられている児童生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

○　じっくりと話を聞く。
○　苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
○　親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

### (2) いじめている児童生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

○　いじめは誰にでも起こる可能性があることを伝える。
○　児童生徒や保護者の心情に配慮する。
○　行動が変わるよう教職員として努力していくことを伝える。
○　保護者の協力が必要であることを伝える。
○　何か気付いたことがあれば報告してもらうよう協力を求める。

### (3) 保護者同士が対立する場合等

必要に応じて、教職員が間に入って関係調整が必要な場合がある。

- ○　双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感の思いを丁寧に聞き取り、寄り添う態度で臨む。
- ○　対応者を十分に検討して対応に当たる。
- ○　教育局や関係機関と連携し、解決を目指す。

## 4　関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。それに加え、本校は自宅から通ってくる少数の通学生を除き、ほとんどの児童生徒が、施設職員の指導のもと、しりべし学園・つくし園で生活している。そのため、いじめ対応も施設職員との連携・協力をもとに行うことが不可欠である。

### (1) 教育局との連携

- ○　関係生徒への支援、指導、保護者への対応方法の助言
- ○　関係機関との調整

### (2) 警察との連携

- ○　心身や財産に重大な被害がある場合
- ○　犯罪等の違法行為がある場合

### (3) 福祉関係との連携

- ○　家庭の養育に関する指導・助言
- ○　家庭での生徒の生活・環境の状況把握
- ○　施設との情報交換・状況把握および対応の協議

### (4) 医療機関との連携

- ○　精神保健に関する相談
- ○　精神症状についての治療・指導・助言

## 5　いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの用件が満たされている必要がある。

### (1) いじめに関わる行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

### (2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## ６　ネットいじめの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

ア　保護者への啓発

○　フィルタリング

○　保護者の見守り

イ　情報教育の充実

○　「情報」における情報モラル教育の充実

○　「総合的な学習における時間」による情報モラル教育の充実

○　ホームルームにおける情報モラル教育の充実

ウ　教職員の研修

○　ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

ア　ネットいじめの把握

○　保護者からの訴え

○　閲覧者からの情報

○　ネットパトロール

イ　不当な書き込みへの対処

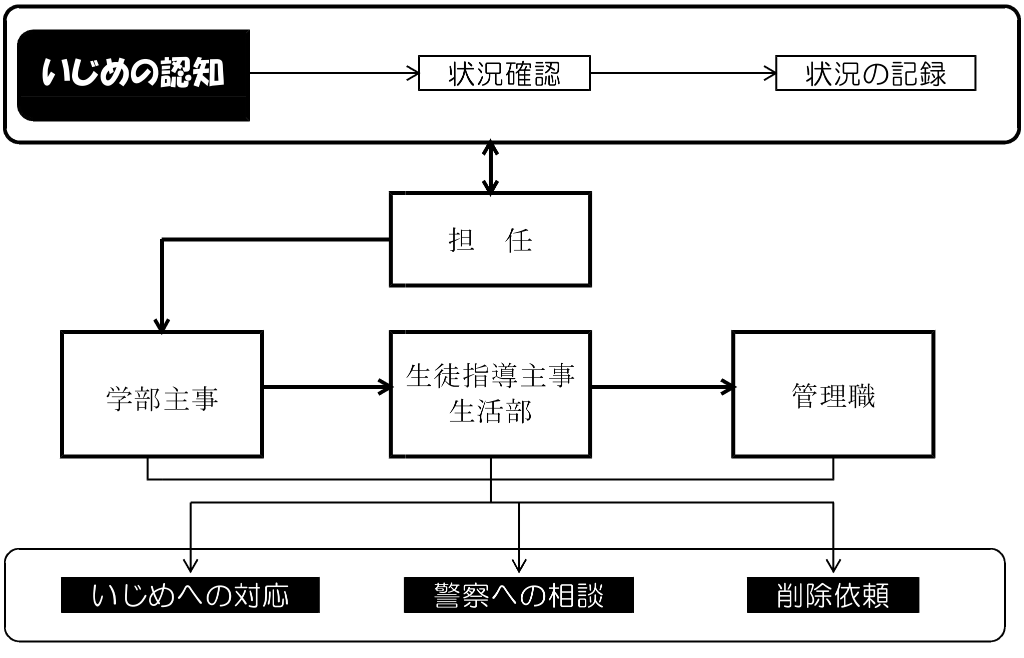

## Ⅵ　重大事態への対応

### 1　重大事態とは

(1) 児童生徒の生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

○　児童生徒が自殺を企図した場合
○　精神性の疾患を発症した場合
○　身体に重大な障害を負った場合
○　高額の金品を奪い取られた場合

(2) 児童生徒が相当の期間学校を欠席せざるを得ない場合

○　年間の欠席が３０日程度以上の場合
○　一定期間、連続した欠席がある場合

### 2　重大事態の時の報告、調査協力

学校が重大事態と判断した場合、後志教育局及び本庁特別支援教育課に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

## Ⅶ　学校いじめ防止基本方針の周知や点検について

(1) 学校いじめ防止基本方針を児童生徒や保護者、地域住民及び関係機関へ周知を徹底する。

○　学校便りや学校HPへの掲載。
○　学校運営協議会、学校評議員会等で資料配付、説明。
○　入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者に資料配付、説明。
○　年度途中の転入、編入学や前年度から引き続き休学又は留学していた生徒が復学した場合等には、その都度、児童生徒、保護者に資料を配付、説明。

(2) より分かりやすい基本方針となるよう、定期的に点検・見直しを図る。

○　年度末にアンケートを実施し、児童生徒や保護者の意見を聴取する。
○　年度末に学校運営協議会、学校評議員会等で協議の場を設ける。

＜いじめ防止対策年間計画＞

| | 生徒指導等対策委員会<br>いじめ対策会議 | 未然防止の取組 | 早期発見の取組 | 保護者・地域との連携 |
|---|---|---|---|---|
| 4月 | ○学校いじめ防止基本方針の内容を確認する（生徒指導等対策委員会、職員会議）<br>○新旧担任の情報交換、引継ぎ<br>○担任会<br>○職員研修<br>「学校いじめ防止基本方針」 | ○学級開き<br>○いじめのない学校に向けて児童生徒へ提示（全校朝会） | ○相談窓口やGoogleFormsによる相談方法を児童生徒へ周知（全校朝会）<br>○身体計測 | ○HP、紙面にて「学校いじめ防止基本方針」を周知<br>○HP、紙面にて相談窓口、GoogleFormsによる相談方法を周知<br>○参観日<br>○授業参観、個別懇談会 |
| 5月 | | | ○SOS出し方指導（全校朝会） | ○学校便り配付 |
| 6月 | ○いじめアンケートの検証、周知（生徒指導等対策委員会、職員会議） | ○運動会<br>○いじめアンケート結果報告（全校朝会） | ○いじめアンケートの実施 | |
| 7月 | | | | ○HP、紙面にて、いじめアンケートの結果開示 |
| 8月 | ○担任会 | | ○身体計測 | ○学校便り配付 |
| 9月 | | ○保健指導（全校朝会） | | |
| 10月 | | | | ○授業参観、個別懇談会 |
| 11月 | ○いじめアンケートの検証、周知（生徒指導等対策委員会、職員会議） | ○学習発表会 | ○いじめアンケートの実施 | ○HP、紙面にて、いじめアンケートの結果開示 |
| 12月 | | ○いじめアンケート結果報告（全校朝会） | | ○学校便り配付 |
| 1月 | ○担任会 | | ○身体計測 | |
| 2月 | ○学校評価の結果を検証し、基本方針を見直す | ○卒業生を送る会 | | ○授業参観、個別懇談会 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ３月 | | | | |
| 通年 | ○校内のいじめに関する情報収集(学部会、職員会議、フォームによる回答)<br>○対応策の検討 | ○道徳教育、体験活動の充実<br>○分かる授業の充実 | ○健康観察の実施<br>○GoogleFormsによる相談受付<br>○連絡ノートによる情報交換 | ○保護者、施設と児童生徒の様子について情報交換 |

**※いじめが発生した場合の対応については、学校いじめ防止基本方針に則り、教職員で共通理解を図りながら対応していく。**

（令和５年11月改訂）